

多民族共生について

越田清和

議論のたたき台ということなので、気楽に書きます。

同じコンセプトがどこかにあったなあ、と思って探すと、季刊『オルタ』1号（アジア太平洋資料センター、1992年）にありました。この提言を議論のきっかけにしたいので、引用します。

「オルタ提案—多民族共生社会に向けて

- ・日本は一民族国家ではなく多民族国家であることを国会で承認し、世界に向けて宣言する。国は過去の民族差別、植民地支配について謝罪し、補償する。
- ・日本列島先住民族であるアイヌなど諸民族の先住権を認め、自決権を尊重する。なお、先住民族が求めるならば、国会、地方議会に議席を確保する。
- ・先住民族、少数民族、定住外国人、長期滞在外国人の地位、基本的権利などを保障するため、民族問題省（仮称）を設置する。
- ・現行の「出入国管理法および難民認定法」「外国人登録法」を抜本的に改正する。（具体的な点については略）
- ・国家公務員、地方公務員から定住外国人、長期滞在外国人を排除しない。また定住外国人、長期滞在外国人が要求する限り、選挙権、被選挙権を与える。
- ・就労差別、教育における差別など民族差別をなくすため、国、地方自治体ほかあらゆる機関は誠心の努力をする。
- ・教育の場において、各民族はそれぞれの母語で教育を受けられるようにする。また、アイヌ語、琉球語（ウチナー語）、朝鮮（コリア）語、中国語を語学科目として設置する。
- ・帰化の際に要求される日本名への改名を廃止する。過去の日本からの移民、植民地支配、現在の海外への「出稼ぎ」などを勘案し、日本への「出稼ぎ労働者」を積極的に受け入れる。受け入れにあたっては労働ビザを支給し、日本人労働者と同等の権利を保障する。」

この提言を読みなおして気になったのは、1)「多民族共生」の提言にしては一国主義的ではないか、2) 同じことかもしれないが、多民族といいながら「日本人と他の民族・外国人」という枠組みが前提になっていること、「多数派のわれわれ」をどう考えるかの、「日本人」が関わらないさまざまな民族間の関係（敵対や格差を含む）も視野に入れる必要があるのではないか、3) 複合差別の視点がないこと、とくに民族集団内の性差別、差別と社会的経済的な格差とのつながりがあまり意識されていない、4)「共生」が行政用語となっている（総務省による「多文化共生」など）現状を見た時、この言葉をオルタナティブな提言に使うべきかどうか、5) 多民族国家宣言と天皇制は両立するのか、6) 武藤さんの言う「日本列島住民として「民衆＝われわれ」は「多民族共生」と何が同じで何が違うのかなどです。

「オルタ提言」は、日本社会の変革を前提とするのだから「一国主義的」なのは当然なのかもしれないけれど、「多民族共生」を考える際には、1) 先住民族（アイヌや琉球）は、「日本国籍」を持つが自決権・自治政府をもつ権利などを持つ国際法の主体、2) 外国籍住民（「日本国籍」を持つ人も含む）は「外国」にルーツを持ち、国家間を移動する主体であり、いまでも出身地との関係を持つ主体でもある（例えば、フィリピン人）、3) 旧植民地出身者とその子孫（「在日外国人」）は植民地支配に対する補償要求の主体、という点を無視できないので、「日本社会」という枠だけで考えることはできないし、「国際」的に考えたい。

こう思うのは、日本では、「多文化主義」は「互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」（総務省）というように、一国内に押し込められ、しかも新しい「国民統合」の標語になり、現在の国民国家を疑うものではなくなったから。「多民族共生」も、「多民族日本国家」の公式イデオロギーになりかねない。そうならないためには、少なくとも「東アジア共同体」レベルでの「多民族共生」とは何か、を考えてみてはどうか？「大東亜共栄圏」の二の舞になるかもしれないけれど。

先住民族のことで「オルタ提言」が書かれた時との最も大きな違いは、1) 日本政府が、国連・先住民族権利宣言を批准し、2) 国会が満場一致で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める』決議をし、3) 日本政府がそれを受け入れ「多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する『共生社会』を実現する」ことに資する」と述べた（官房長官談話）、ことだろう。

ここから言えることは、日本政府が、1) 国家以外の集団（先住民族）の自決権・自治の権利を認め、条約や協定の交渉相手と認めた、2) 人種差別主義を否定した、3) 植民地主義を反省し、脱植民地化を進める、4) 民族的アイデンティティを全面的に認めた、5) 国家以外の集団（先住民族）の土地や領域、資源の権利を認め、6) 国家以外の集団（先住民族）に、国際人権基準に沿った独自の社会・司法制度を作る権利、などを認めたこと。これは日本に住む先住民族に限らず、世界中の先住民族にあてはまるはずだ。

「国内」では、アイヌ民族（と琉球民族）に対して、1) 植民地支配に関する真実究明・謝罪・補償という「脱植民地化」プロセスを開始する、2) 国連・先住民族権利宣言の全てを含んだ「アイヌ民族基本法」の制定というか「日本・アイヌ基本条約」の締結（土地と資源の権利、アイヌ議会の設置、自立化基金を含む）へ向けた作業の開始、具体的には3) 真実究明委員会の設置と調査の実施、4) 最低でもオーストラリアのラッド首相の行った過去の政策についての「謝罪」演説と国会決議、5) 国有林、道有林、国立公園、道立公園、世界遺産地域、自衛隊演習場など居住者のいない公有地の返還、6)) アイヌ民族代表機関の設置と選挙のための支援、7) 日本・ロシア・アイヌ（千島アイヌと

樺太アイヌを含め)の三者で、クリール諸島(旧千島)と樺太におけるアイヌ民族の先住権についての交渉を開始する、などを進める必要がある。

このプロセスが、「国民としてのアイヌ」の権利としてではなく、今の国家を否定する先住民族の権利として進められるかどうか。これが大事。